

【参考】

「災害時における当社への協力」意思を示した場合に、契約後締結する協定の骨子

※以下では、東京水道株式会社を甲とし、受託者を乙とする。

- 1 協定は、次の災害又は事態（以下「災害等」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしているときに、甲が東京都水道局の要請を受けて実施する応急対策業務に、乙が協力するについて必要な事項を定めるものである。
 - ①災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
 - ②新型インフルエンザ等の大規模流行
 - ③前各号に定めるもののほか、安定給水に重大かつ広域的な支障が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態であって、本協定に基づき甲が乙に応急対策の応援を要請する必要がある事態

- 2 災害等の発生により東京都水道局の施設又は設備等に破損又は損傷が発生し、又は発生しているおそれがある場合において、甲は、東京都水道局の要請を受けて応急対策業務の実施ため、出動することがある。この場合において、甲は乙に対し、文書により日時、場所及び業務内容を指定し、協力を要請する。乙は甲の要請に基づき、甲の応急対策業務に協力する。
 - (2) 甲が東京都水道局の要請を受けて実施する応急対策業務のうち、乙に協力を要請する可能性のある業務は次のとおりである。
 - ①水道施設等の被害状況に係る調査業務・応急措置等
 - ②給水装置の復旧補助業務
 - ③仮設給水栓等の設置補助業務
 - ④管路等の応急復旧を支援する業務
 - ⑤前各号のほか、東京都水道局が甲に依頼した応急対策業務で、乙において対応が可能な業務

- 3 協定に基づき乙が要した費用については甲の負担とし、費用や支払方法等の詳細は甲と乙の協議により定める。